和歌山暮らしの情報アンテナ　第１８号　平成２６年９月

発行元：ＮＰＯ法人　消費者サポートネット和歌山

「食べ物情報ウソ・ホント」

講師：群馬大学名誉教授　農学博士　高橋　久仁子氏

さる５月２６日土曜日、「フードファディズム」の概念を日本に紹介したことで有名な、群馬大学名誉教授高橋久仁子氏をお迎えし、７５名の参加者のもと「食べ物情報ウソ・ホント」と題して総会記念講演会を開催しました。

「フードファディズム」とは、食べ物や栄養の健康や病気に与える影響を、過大に信じたり評価したりする考え方のことです。言われてみれば、私達消費者は、日々健康や美容等に関する食情報について、洪水のように情報が溢れる中で、「脂肪の吸収を抑える」とか、「体脂肪が気になる方へ」などの商品パッケージに書かれたキャッチコピーを過大に評価して商品を選ぶことが、しばしばあります。自分自身を振り返っても、通常よりも高いお金を出して、これらのキャッチコピーに書かれた効果を期待して、どれだけたくさん「お茶」や「エネルギー飲料」を選んできたことでしょうか・・・。

先生はこのような消費者の行動に対して「キャッチコピーの行間は読まない」、読むべきは「栄養表示」だと警鐘を鳴らしておられます。

そもそも「キャッチコピーの行間を読む」とはどのようなことなのでしょうか。例えば「体脂肪の気になる方へ」というキャッチコピー、よく読めば「やせる」とも「体脂肪の燃焼を促す」とも書いてないのに、行間を読んで、痩せる効果を期待して商品を選んでしまうことなのです。私たちは、行間を読ませるキャッチコピーは警戒しなければいけないのです。

また、許可された範囲内で保健効果を記載できる「特定保健用食品」にしても、実験をしてみると誤差の範囲でしかないようなわずかな数値の変化を針小棒大に捉え、さも大きな効果が期待できるような広告をしている場合がありますが、私達消費者はその広告を鵜呑みにしてはいけないのです。

その一方で、何らかの健康効果を期待して購入する「健康食品」は、様々な問題を抱えています。まず、①有害物質を含んでいる物がある　②医薬品成分を含むものがある　③一般的食品成分でも病態によっては有害作用をもたらすものがある　④抽出･濃縮等による特定成分の大量摂取が問題を生むことがある　⑤食生活の改善を錯覚させる　⑥健康食品摂取の効果の過信で医療をないがしろにする　⑦非食品の食品化等々。「健康食品」の健康被害問題は今に始まったことではありませんが、インターネットの普及はこの問題を大きくしていて「健康食品問題」に関しては、今や国境も存在しないというのが実情です。

最後に先生は、ヒトは昼行性且つ雑食性の生物であり、健康の維持、増進に「運動・休養・栄養」は欠かせない。「栄養」すなわち「食」さえ良くすれば健康は万全と考えること自体がフードファディズムであること。また、それさえ食べれば健康が約束される「魔法の食品」などというものはないこと。結局は「適度に動く、寝る、バランスよく食べる」というのが、健康管理の基礎・基本であるということを忘れないで欲しいと強調され、講演を終了されました。

消費者の法律豆知識　第１７号

催眠商法

商品を無料でもらえる、廉価で買えるということを利用する商法として、催眠商法があります。これは、閉め切った会場で　無料で商品を渡したり、廉価で商品を売ったりして、会場の雰囲気が盛り上がったところで、最終的に高額な商品を売りつける商法です。

〈事例〉ポストにチラシが入っており、無料で卵がもらえるというので、空き店舗後の会場に行ってみた。卵をもらうと、更に、会場では、元気よく手を挙げた人には、廉価で商品を売ってもらえるということが何度か行われた。雰囲気にのまれ、業者が出してきた２０万円の健康食品を購入してしまった。

業者が、一定期間以上にわたり、固定的な施設を備え、商品が陳列され消費者が自由に選択できる状態で商品が販売されるという店舗の要件を充たさない場合には、特定商取引に関する法律の訪問販売の規定が適用されます。この場合、消費者は法律で定められた書面を受け取った日から８日間は、クーリング・オフを行使し、契約を解除できます。また、虚偽の説明を行っていた場合など、契約を取り消せる場合もあります。契約をやめたいと思ったときは、直ちに消費生活センターに相談しましょう。

サポートネットのトピックス

【　ワンクリック詐欺　～請求画面が出てもあわてないで！　】

ここ数年でワンクリック詐欺の相談が増加しています。　ワンクリック詐欺とは、情報サイトの画像や年齢確認ボタンを一度クリックしただけで料金請求画面を表示させ、消費者に利用登録や契約が完了したと思いこませて料金を支払わせようとするインターネット詐欺のひとつです。「登録ありがとうございます！」という書き出しで、金額や振り込み期限、連絡先が記載されていて、振り込みのない場合は自宅に回収に行く、など不安をあおる表示のものもあります。

対策は、「相手に連絡しないで、無視すること」です。　あせって相手業者に電話をかけたりメールを送ったりすると、個人情報を知らせることになり、料金を請求する脅しのような電話がきたり、迷惑メールが大量に届く可能性があります。請求画面にパソコンのＩＰアドレスや携帯電話の識別番号が記載されていても、これらからは個人を特定されることはありませんので、過度に心配する必要はありません。

なかには、請求画面が張り付いて消えない、パソコンを立ち上げる度に請求画面が出る、数分ごとに請求画面が現れる、といった悪質なものもあります。　ＩＰＡ（独立行政法人情報処理推進機構）では、ワンクリック請求の手口の情報や張り付いた画面を元に戻すためのパソコンの操作方法を公開しています。
また最近は、スマートフォンでのトラブルが急増していて、特に、不正アプリが侵入して引き起こすものは、情報が抜き取られる危険性があります。この場合の対処方法についてもＩＰＡのサイトで詳しく紹介されています。

ＩＰＡ　　検索